

住宅宿泊事業法案 新旧対照条文

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第五条関係）	1
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第六条関係）	3
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第七条関係）	5
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第八条関係）	11

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（営業の停止等） 第三十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公安委員会は、前二項の規定により店舗型性風俗特殊営業（第二条第六項第一号、第三号又は第四号の営業に限る。以下この項において同じ。）の停止又は廃止を命ずるときは、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む浴場業営業（公衆浴場法第二条第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）、興行場営業（興行場法第二条第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）、<u>旅館業</u>（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）又は<u>住宅宿泊事業</u>（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第 号）第三条第一項の届出をして営む事業をいう。以下同じ。）について、八月（第一項の規定により店舗型性風俗特殊営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>（飲食店営業等の停止の通知） 第四十二条 公安委員会は、第二十六条第二項、第三十一条の二十五第二項若しくは第三十四条第二項の規定により飲食店営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、第三十条第三項の規定により</p>	<p>（営業の停止等） 第三十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公安委員会は、前二項の規定により店舗型性風俗特殊営業（第二条第六項第一号、第三号又は第四号の営業に限る。以下この項において同じ。）の停止又は廃止を命ずるときは、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む浴場業営業（公衆浴場法第二条第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）、興行場営業（興行場法第二条第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）、又は<u>旅館業</u>（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）について、八月（第一項の規定により店舗型性風俗特殊営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>（飲食店営業等の停止の通知） 第四十二条 公安委員会は、第二十六条第二項、第三十一条の二十五第二項若しくは第三十四条第二項の規定により飲食店営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、第三十条第三項の規定により</p>

浴場業営業、興行場営業、旅館業若しくは住宅宿泊事業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三十五条の規定により興行場営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかに、当該営業の所轄庁に処分内容及び理由を通知しなければならない。

浴場業営業、興行場営業若しくは旅館業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三十五条の規定により興行場営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかに、当該営業の所轄庁に処分内容及び理由を通知しなければならない。

改 正 案

現 行

<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>		登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
		（略）		
<p>百四十二の二 観光案内所の運営に係る観光圏整備実施計画の認定</p>	<p>観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第八条第三項（観光圏整備実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による観光圏整備実施計画（同法第十条第一項（認定観光圏案内所）に規定するものに限る。）の認定（</p>	認定件数	一件につき 一万五千元	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>		登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
		（略）		
<p>百四十二の二 観光案内所の運営に係る観光圏整備実施計画の認定</p>	<p>観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第八条第三項（観光圏整備実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による観光圏整備実施計画（同法第十条第一項（認定観光圏案内所）に規定するものに限る。）の認定（</p>	認定件数	一件につき 一万五千元	

<p>既に当該認定を受けている者が受けるものを除く。）</p>	<p>百四十二の三 住宅宿泊管理業者又は住宅宿泊仲介業者の登録</p>	<p>(一) 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第 号）第二十二條第一項（登録）の住宅宿泊管理業者の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき 九万円</p>
<p>既に当該認定を受けている者が受けるものを除く。）</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(略)</p>	<p>(二) 住宅宿泊事業法第四十六條第一項（登録）の住宅宿泊仲介業者の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき 九万円</p>	

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）			
提供を受ける国の機関又は法人 （略）	事 務	提供を受ける国の機関又は法人 （略）	事 務
百三 国土交通省	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第四十四条第一項若しくは第三項又は第五十九条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百三 国土交通省	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第四十四条第一項若しくは第三項又は第五十九条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百三の二 国土交通省	住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第 号）による同法第二十二條第一項の登録又は同法第二十六條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（新設）	（新設）

(略)	百五 観光庁又は旅行業法第四十条第二項に規定する旅行業協会	(略)	旅行業法による旅行業務取扱管理者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	百五の二 観光庁	(略)	住宅宿泊事業法による同法第四十六条第一項の登録又は同法第五十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二（第三十条の十関係）

(略)	提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	(略)	事務
六 指定都市の長		大規模小売店舗立地法（平成	

(略)	百五 観光庁又は旅行業法第四十条第二項に規定する旅行業協会	(略)	旅行業法による旅行業務取扱管理者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(新設)	(新設)	(略)	(新設)

別表第二（第三十条の十関係）

(略)	提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	(略)	事務
六 指定都市の長		大規模小売店舗立地法（平成	

<p>二十一 都道府県知事</p>	<p>(略)</p>	<p>提供を受ける通知都道府県以外の 都道府県の都道府県知事その他の 執行機関</p>	<p>事 務</p>	<p>六の二 保健所を設置する市又は 特別区の長</p>	<p>十年法律第九十一号)による 同法第五条第一項、第六条第 二項、第八条第七項、第九条 第四項又は附則第五条第一項 (同条第三項において準用す る場合を含む。)の届出に関 する事務であつて総務省令で 定めるもの</p>

別表第三(第三十条の十一関係)

<p>二十一 都道府県知事</p>	<p>(略)</p>	<p>提供を受ける通知都道府県以外の 都道府県の都道府県知事その他の 執行機関</p>	<p>事 務</p>	<p>(新設)</p>	<p>十年法律第九十一号)による 同法第五条第一項、第六条第 二項、第八条第七項、第九条 第四項又は附則第五条第一項 (同条第三項において準用す る場合を含む。)の届出に関 する事務であつて総務省令で 定めるもの</p>

別表第三(第三十条の十一関係)

提供を受ける通知都道府県以外の	別表第四（第三十条の十二関係）	(略)	二十一の二 都道府県知事	より都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
		(略)	二十一の三 都道府県知事	住宅宿泊事業法による同法第三条第一項又は第四項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの 通訳案内士法第五十七条において準用する同法第十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

提供を受ける通知都道府県以外の	別表第四（第三十条の十二関係）	(略)	(新設)	より都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
		(略)	二十一の二 都道府県知事	(新設) 通訳案内士法第五十七条において準用する同法第十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
(略)	(略)
五 指定都市の長	大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二 保健所を設置する市又は特別区の長	住宅宿泊事業法による同法第三条第一項又は第四項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第五（第三十条の十五関係）

一～二十五（略）

二十五の二 住宅宿泊事業法による同法第三条第一項又は第四項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
(略)	(略)
五 指定都市の長	大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(新設)	(新設)
(略)	(略)

別表第五（第三十条の十五関係）

一～二十五（略）

(新設)

二十六～三十四 (略)

二十六～三十四 (略)

改正案		現行	
別表第三（第三十条の十一関係）			
提供を受ける通知都道府県以外の 都道府県の都道府県知事その他の 執行機関	事 務	提供を受ける通知都道府県以外の 都道府県の都道府県知事その他の 執行機関	事 務
(略)	(略)	(略)	(略)
二十一 都道府県知事	旅行業法第二十四条の規定に より都道府県知事が行うこと とされた事務の実施に関する 事務であつて総務省令で定め るもの	二十一 都道府県知事	旅行業法第二十四条の規定に より都道府県知事が行うこと とされた事務の実施に関する 事務であつて総務省令で定め るもの
二十一の二 都道府県知事	住宅宿泊事業法による同法第 三条第一項又は第四項の届出 に関する事務であつて総務省 令で定めるもの	(新設)	(新設)
二十一の三 都道府県知事	構造改革特別区域法による同 法第十九条の二第八項におい	二十一の二 都道府県知事	構造改革特別区域法による同 法第十九条の二第八項におい

(略)	<p>二十一の四 福島県知事</p>	
(略)	<p>福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）による同法第六十三条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>て準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
(略)	<p>二十一の三 福島県知事</p>	
(略)	<p>福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）による同法第六十三条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>て準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>